（社会福祉法の一部改正）

第八条　社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第九条　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

（社会保険労務士法の一部改正）

第十条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十三の次に次の一号を加える。

二十の二十四　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号。第十条第一項及び第十五条第二項の規定に限る。）

（政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣　新藤　義孝
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

第一条中「より」を「より」に改め、「中国残留邦人等」の下に「及びそのような境遇にあった中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者」を加え、「かんがみ、これらの者」を「鑑み、中国残留邦人等」に、「永住帰国した者」を「永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に改める。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　この法律において「特定配偶者」とは、第十三条第二項に規定する特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、同項に規定する特定中国残留邦人等以外の者に限る。）である者をいう。

第四条第一項中「中国残留邦人等」の下に「及び特定配偶者」を加える。

第五条中「及び永住帰国後」を「並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に改める。

第十四条第一項中「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を「特定配偶者」に改め、同条第三項中「配偶者（特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。）」を「特定配偶者」に、「当該配偶者」を「当該特定配偶者」に改め、同条第五項中「当たっては、特定中国残留邦人等」の下に「及び特定配偶者」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に、「その配偶者」を「特定配偶者」に改める。

第十八条中「第十四条第四項」の下に「（第十五条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条中「及び支援給付」を「、支援給付及び配偶者支援金」に改め、同条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（配偶者支援金の支給）

第十五条　この法律による配偶者支援金の支給は、前条第三項の規定により支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。

2　配偶者支援金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定した同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得たものに限る。）を十二で除して得た額に三分の二を乗じた額とする。

3　前条第四項、第五項及び第七項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。

4　国は、政令で定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した配偶者支援金の支給に要する費用を負担しなければならない。

5　前各項に定めるもののほか、配偶者支援金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

（支援給付の実施に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に、この法律による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第十四条第一項の規定により同項の支援給付を受けている特定中国残留邦人等（旧法第十三条第二項に規定する特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。）であって、その者の属する世帯にその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定配偶者（この法律による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「新法」という。）第二条第三項に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。）及び特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。）があるものに対する当該支援給付については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に旧法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けている配偶者に対する当該支援給付については、なお従前の例による。

3　第一項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が当該配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。）について生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、新法第十四条第三項の規定にかかわらず、当該配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、同条第一項の支援給付を行うものとする。ただし、当該配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。）は、この限りでない。